

# 『農振除外申請は5月20日』までに！

農業振興地域内農用地の除外申請を、5月20日まで受け付けします。

農用地を、農業以外の目的（農業施設用地も含む）に利用する場合は、必ず農業振興地域の整備に関する法律に基づく除外手続きが必要です。

除外の対象となる農地は、次の4つの要件のすべてを満たす必要があります。

## 《要件》

- ① 農用地区域外に代替えできる土地がないこと。
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ③ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ④ 国の直轄または補助による土地改良事業等の施行区域内にある土地については、当該工事が完了した年度の翌年度から起算して（事業の完了公告の属する年度の翌年度から）8年を経過していること。

なお、土地改良事業等が導入されているかの問い合わせについては、申請地を管轄する土地改良区へ確認してください。

また、今回受付する申請は、9月の県土地利用対策連絡会の取扱い予定となります。

※問い合わせ先

産業振興課農林水産係 ☎ 82-8825

## 商業統計調査にご協力を!!

### 6月1日は商業統計調査の日です

この調査は、全国の卸売・小売業を営む事業所を対象とし、商業の実態（商業事業所の分布状況や販売活動など）を明かにすることを目的としています。

5月下旬に知事から任命された調査員が調査票記入のお願いに、各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いいたします。

※問い合わせ先

経済産業省・千葉県・横芝町



## 『春季行政相談強調週間』

### 5月20日（月）～5月26日（日）

総務省では、行政相談制度について、広く国民の皆様方に理解をし、利用していただくため、「春季行政相談強調週間」を定め、一日合同行政相談所の開設等の行事を行います。

横芝町では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次のとおり、行政相談所を開設し、皆さんの悩みを聞き、その解決の促進を図ります。

行政相談所

日時 5月21日（火）午後1時30分

場所 健康福祉センター「プラム」

行政相談委員

行方正一（谷台）

☎ 82-1660